

○越前町若者まちづくり活動補助金交付要綱

令和3年4月13日

告示第31号

改正 令和4年12月1日告示第60号

改正 令和6年3月25日告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、次世代の若者が住み続けたいまちづくりを図るため、地域の課題解決につながる若者一人ひとりの想いやアイデアをカタチにし、若者が活躍する町の形成に関する活動等に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる者は、おおむね16歳からおおむね39歳までの者（以下「若者」という。）を含む団体であって、次の各号を全て満たす団体とする。

- (1) 3人以上で構成する団体であること
- (2) 団体の構成員の過半数が町内に在住、在勤又は在学している若者であり、かつ構成員に20歳以上の者が一人以上含まれていること
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の統制下にある団体ではなく、かつ、会員に暴力団又は暴力団員との関係を有する者がいないこと
- (6) その他町長が不適切と認める団体でないこと

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、単発的な活動（以下「単発活動型」という。）又は、一年を通して行う全町的な活動（以下「継続活動型」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 若者が主体で取り組むまちづくり活動事業であること
- (2) 地域の課題解決につながる、町内で実施する事業

2 前項の規定にかかわらず次のいずれかに該当するときは、補助対策事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 活動を行う団体の構成員の交流又は親睦等を目的とする事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (8) この事業について、町の他の制度から補助金等の交付を受ける事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は補助の対象としない。

- (1) 人件費
- (2) 食糧費
- (3) 用地費
- (4) 施設、設備の維持管理費
- (5) 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (6) その他事業の実施に直接関係ない経費、又は町長が社会通念上適切でないと認めた経費

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に次の表に掲げる補助率を乗じて得た額とし、補助限度額及び申請回数を上限とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

補助対象事業	補助率	補助限度額	申請回数
単発活動型	10/10	20万円/回	1回/年度
継続活動型	10/10	150万円/回	1回/年度

2 補助金及び補助対象事業によって生ずる収入の合計が補助対象事業の事業費を上回らないこととする。

3 第1項に規定する継続活動型の補助については連続3年までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(補助金交付決定通知)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは速やかに補助金交付決定通知書(様式第2号)により代表者に通知し、交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付を受け団体が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は、一部を返還させることができる。

(実績報告)

第9条 補助金の交付に係る事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、当該補助金実績報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査をし、補助金の交付内容と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第4号)により代表者に通知するものとする。

2 補助金の額は、当該年度の予算の範囲とする。

(補助金の交付時期)

第11条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、町長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の一部又は全部を交付することができる。

2 代表者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月1日告示第60号)

この告示は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日告示第3号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。